

新しい法律のご紹介 (第15回)

遺伝子情報を考える

2001年6月

宮内法律事務所

E-mail miyauchi@pure.ne.jp

今回は趣向を変えて、遺伝子情報について考えてみましょう。

皆さんは遺伝子診断や遺伝子解析という言葉をお聞きになったことがあるでしょう。

遺伝子情報は、個人の遺伝的特質や体質を示す、高度な秘密事項です。また、遺伝子情報は、家系に共通することがありますので、単に本人や提供者だけの問題ではないのです。ですから、遺伝子情報の保護が重要です。

例えば事例をあげて考えてみましょう。保険を契約するとき既に遺伝子診断を受けている場合は保険会社にこれを告げる義務があるでしょうか。会社が社員を雇い入れるとき、会社は社員の健康や安全をはかるために社員に遺伝子診断を受けることやこれを開示することを求めることができるでしょうか。交通事故等の死亡事故の加害者は、死亡が被害者の遺伝的な素因と関係するとして、遺伝子診断の結果を教えてくださいと言えるでしょうか。これから子どもを産もうと考える妻は、遺伝子診断を受けた夫に対し、その結果を教えてくださいと言えるでしょうか。

これらは、一歩間違えば、遺伝子による差別 (genetic discrimination) になりかねません。この点、最近作られた遺伝子診断に関するガイドラインや、「ヒトゲノム・遺伝子解析に関する倫理指針」(2001.3.29) は、遺伝子情報の保護をうたっていますが、これらはいずれも法的な効力はありません。他方、情報公開法等では情報は原則として開示される方向にあり、これら遺伝子情報といえども、開示される余地がないとは言えません。

そこで、もう一度遺伝子とは何かを十分考えてみる必要があります。現在、遺伝子により全てが決まるかのように騒がれていますが、遺伝子診断・解析がどの程度、個人の将来の健康状態を規定するのかの説明が欠けているのではないのでしょうか。多遺伝子が相互に環境因子と共同して働く多因子疾患では、まだ科学的な説明すらなされていません。また遺伝子多型 (ポリモルフィズム) が指摘されているように、遺伝暗号は個人間でもかなり異なります。いわゆる完全な人 (遺伝的疾患の遺伝子を全く持っていない人) などいないとも言われています。そうすると、本人がどうすることもできない遺伝子を、社会生活の中で不利益に扱うこと自体が全面的に否定されるべきではないのでしょうか。

※ 遺伝子とはゲノム中のタンパク質を作る情報を担っている物質です。

※ ゲノムとは遺伝物質の総称で、24種類の染色体 (22種の常染色体と、XYの性染色体) に、DNA (デオキシリボ核酸) の形で蓄えられています。